

令和2年度第2回瀬戸内市総合教育会議 議 事 録

1 日時 令和2年12月21日（月）午後1時30分～2時40分

2 場所 瀬戸内市役所 大会議室

3 出席者

(1) 総合教育会議構成員

職名等		氏名
市長		武久 顕也
教育委員会	教育長	東南 信行
	委員	淵本 晴生
	委員	井手 康人
	委員	藤本 里絵
	委員	山本 正

(2) その他

区分	所属	役職等	氏名
説明員	教育委員会	教育次長	藪井 慎吾
		総務学務課長	大原 克友
		総務学務課参事	松本 総
		社会教育課長	勝本 眞一
		公民館長	小林 裕治
		邑久学校給食調理場所長、牛窓学校給食調理場所長、長船学校給食調理場所長	森山 光晴
		図書館長	村上 岳

	こども・健康部	部長	難波 彰生
		こども政策課長	浮田 行裕
		こども政策課参事	松田 秀太郎
		子育て支援課長	高原 恭子
	文化観光部	部長	頓宮 忍
		文化観光課長	岡 洋介
		文化観光課参事	片岡 学
総務部	部長	岡田 誠	
事務局	総務部	総務課長	山本 正樹
		総務課課長補佐	小玉 喜久

4 傍聴人数 1人（山陽新聞記者）

5 議事・議題（協議・調整事項）

- (1) 第2次瀬戸内市教育大綱の策定について
- (2) その他

6 配布資料

- (1) 次第
- (2) 瀬戸内市教育大綱重点施策対照表
- (3) 令和2年度第1回瀬戸内市総合教育会議における協議を踏まえた上での教育大綱（案）の見直し及び修正並びに修正理由
- (4) 大綱策定の目的、大綱の位置付け、大綱の期間

7 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言等

※瀬戸内市総合教育会議運営要領第3条の規定により、市長が会議の議長となり、議事進行を行う。

(議長：武久市長)

それでは、議題に入ります。

括弧1 としまして「第2次瀬戸内市教育大綱の策定について」ということで、説明をお願いします。

(説明員（教育委員会）)

それでは失礼します。教育大綱の教育委員会での協議を踏まえまして、修正案の方を説明させていただきます。委員の皆さまには11月の教育委員会議の方で議論いただきまして、そこで出ました意見を基に取りまとめたものということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは右上に教育委員会と書かれた修正の案と修正理由等、その資料に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

まず重点1 なんですけれども、2行目になります。「新しい時代を」というところを「これからの時代を」ということで修正をしております。

その次になりますが、アスタリスクの1番上、「学力向上や生徒指導の充実と指導内容・方法の改善」。これにつきましては、理由として②から④までになりまして、学力向上や生活指導と学習環境の改善は別物であるという意見と、それから「学習環境」を「指導内容・方法」の2つに修正をしております。それから括弧書きの方は、大綱の下位計画となる教育要覧等に入れるということで削除ということにしております。

それからアスタリスクの2番目、⑤ですけれども、ここについては、「魅力ある」を「教育環境の改善を図る」ということで修正をしております。

次、アスタリスクの3番目、⑥になりますけれども、「知・徳・体の基本をなす」という表現を削除しまして、食育本来の目的を追加しまして「適切な「食」の選択力をつける食育の充実」としております。

次に⑦のところになりますけれども、そこも修正をいたしまして、コロナや災害に対応するために、「道徳教育、人権教育及び安全教育（防災教育）の推進」としてしております。

次の項目でございます。「将来の自立を見据えた」を追加しまして、「特別支援教育の充実」としてしております。これについては、適切な就学指導の方向性を明示とい

うことで修正をしております。

それから⑨のアスタリスク、1番下になりますが、これにつきましては重点2のところにあったんですが、重点1の方へ移すのが適当であろうということで移動しまして、括弧書きを削除しております。

次のページに移りまして、重点2のアスタリスクの2番目になります。これについては重点1の方へ移動ということで削除になっております。

それから、アスタリスクの3番目、②「家庭教育の充実のための親育ち応援学習プログラムの推進」ということで、具体的な表現を入れて修正をしております。

次に、アスタリスクの4番目で、「生活や学習に困難を抱える子ども・家庭への適切な支援」ということで修正をして、理由は③、④番として「支援」の語句の重複を避けたこと、それから家庭のことを追加しております。

それから1番下の項目ですが、ここについては括弧書きで「こどもひろば事業」、「地域学校協働活動」を追加しております。これについては、現在取組を進めている事項ということになります。

次のページ、重点3になります。ここも大きく変わっておりますので、1個ずついきたいと思いますが、まずアスタリスクの1番上、①のところについては、図書館、公民館それぞれ表すということで削除しております。

次に2番目ですが、②のところ、「地域資源等を活用した学びの提供と人のつながりを生み出す公民館活動の充実」としてしております。これにつきましては、気軽に学びや集いができるまちづくりの拠点としての持続可能な学習施設とするためということでございます。

次の項目で、「地域課題（防災等）の解決に取り組む学習機会の提供」を挙げております。これにつきましては③の理由で、地域の課題解決に向けた学習ができる拠点施設とするためとしております。

次のアスタリスクですが、「地域の情報拠点として多様なニーズに応える図書館サービスの充実」。これにつきましては、理由の④番ですが、図書館における新規書籍などの資料提供、データベースなどの情報提供、レファレンス、読書バリアフリーなど個性に合わせたサービスの提供、ICTを活用した情報アクセスの充実など、多様な情報提供のあり方、ニーズへ対応するためとしております。

それから次のアスタリスクになりますが、⑤番で、「美術館・博物館等を活用し

た歴史・文化・芸術に触れる機会の提供」を挙げております。

それから1番最後になりますけれど、「多様な学びを実現できる学習拠点施設の計画的再整備」としてありますが、これについても理由としては⑥番で、「安全・安心して学習できる」というところを修正ということでさせていただいております。

次のページをお願いいたします。重点4になります。重点4のアスタリスクの1番上。これにつきましては、「年代に応じた市民の健康づくりや体力づくりのための場所と機会の提供」ということで、理由としては下の①、②で、「年代に応じた」を追加させていただいて、「のスポーツ活動」を削除とさせていただいております。

次のアスタリスクですが、「気軽にできる軽スポーツの紹介と普及」。これを追加させていただいて、理由としては③番になりますが、それぞれの年齢や体力に応じることができるスポーツの種類を増やす取組を追加しております。

それから次の項目については、「援助」のところを「支援」に変えて、全体の表現をそろえております。

それから1番下の項目ですが、これについては「人々が集い、憩い、安全に使えるスポーツ拠点施設の計画的整備」としてあります。理由は下の⑤番になりますが、老朽化した施設や安全を考慮した施設の改修整備に関する項目を追加しております。

次のページをお願いします。重点5番、アスタリスクの2つ目、①になりますけれども、「新たな文化・芸術の創造への支援」。これにつきましては理由として、創造への支援は必要であるということと、表現をそろえるということで修正をしております。

次の項目については、重点3の方へ移動しておりますので、ここでは削除としております。

次の項目では、「歴史・文化・芸術の」を削除しておりますが、これは重点5の表題との重なりを解消するためということでございます。

次の項目では、「文化・芸術活動への支援」ということで修正をしておりますが、理由としては④、⑤ということで、重点5の内容そのものということ、それと全体の表現をそろえております。

それから最後になりますけれども、「歴史・文化の保存・継承に取り組む団体等への育成支援と連携」ということで、これについては⑥の理由として、市民活動への支援と連携の視点を追加ということでございます。

教育委員会の方は以上でございます。

(説明員 (こども・健康部))

それでは続きまして、こども・健康部関係の見直し、修正案について説明をさせていただきます。こども・健康部では、重点施策1と2についての修正の方をさせていただきます。

まず、重点施策1の関係で、もともと重点施策2にございました「就学前保育・教育と小学校教育を接続し学びの基礎力を育成(保・幼・小をつなぐ育ちと学びの共通カリキュラム)」。こちらの方がですね、重点施策2より重点施策1の方が適切であるということで、重点施策2から1の方へ移動しております。

それから追加といたしまして、裳掛こども園や今城こども園が新設されているため、「こども園」を項目の一つとして表現すべきということで、「就学前保育・教育を効果的に実施するためのこども園化の推進」というものを重点施策1の方に入れさせていただきます。

それから裏面をご覧くださいと思います。重点施策2の関係では、新たな取組として「こどもひろば」というものをやっておりますので、こちらを記載すべきということで、「子どもの育ちを市全体で見守るための「こどもひろば」の推進」というものを重点施策2に入れさせていただきます。

こども・健康部としては以上です。

(説明員 (文化観光部))

失礼いたします。文化観光部の方からです。文化観光部の方は、重点5に関する施策について考えました。

まず1つ目ですが、「豊かに残る文化財の計画的な保存・活用」。これは、以前と同じです。

続いての、文化・芸術の創造というところなんですが、「新たな文化・芸術の創造」ということが、ちょっと当初イメージしにくい。特に「新たな」というところで、新しいものを創り出すっていうことが、なかなか想定しにくかったので、当初は省いておりましたけれども、是非入れておいた方がいいというご意見をいただきましたので、この「新たな文化・芸術の創造への支援」ということと、後に出てき

まず「文化・芸術活動への支援」というのを2つを統合いたしまして、「文化・芸術に関する活動及び創造への支援」というものにしてはどうかというのが新しい文化観光部の意見でございます。

そして、「故郷を誇りに思う人づくりのための情報発信や学習の支援」。これは、教育委員会の方からいただいた意見をそのまま採用させていただきました。

そして、最後の「歴史・文化の保存・継承に取り組む団体等への育成支援と連携」。これもいただいた意見をそのまま採用させていただきました。

以上でございます。

(説明員 (総務部))

総務部です。

まず今回の大綱策定の目的ということで、今回初めての提案となります。A4の1枚紙となります。

まず議題1、第2次瀬戸内市教育大綱の策定についてということで、「目的」、「位置付け」、「期間」等に関するものということで、構成につきましては、現行の大綱を踏襲し、内容について精査しております。

「1 大綱策定の目的」としまして、現行の大綱の策定の目的が位置付けに該当する内容であると思われるため、「市長部局と教育委員会の十分な意思疎通」、「市民と行政の協働」、「ALL瀬戸内」といったキーワードを取り入れ、将来像の実現を図るために策定するものであることを記載しています。

2としまして「大綱の位置付け」。大綱の位置付けには、根拠法令を明示するとともに、総合計画との関係及び総合教育会議において協議を重ねて策定している旨を記載しています。また、現行の大綱に掲載している位置付け図を見直しています。これにつきましては、将来像の枠の外に大綱が表示されていまして、中に表示するようにしています。

3としまして「大綱の期間」。大綱の期間は、第3次総合計画の基本計画と整合を図る形で、令和3年度から令和7年度までの5年間を案としていますので、本日も協議いただきたいと思います。また、国、県の動向その他社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて見直しを行う旨を追記しています。

以上です。

(議長)

それでは何か皆さんからご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが。
感染症対策はどこかに入っていましたか。この中には。

(委員)

重点1のアスタリスクの4番目のところ、「安全教育」とか「防災教育」の中に
含められるものだと思います。

(説明員 (教育委員会))

アスタリスク4番目、今委員さんの言っていたところになりますけれども、
追加で「安全教育」、「防災教育」というところで感染症の関係や災害に対応させる
ということでそこを修正しております。

(議長)

はい、分かりました。
他には。

(委員)

それじゃ、失礼します。資料を事前に送っていただいて、そしてまた今、ご丁寧
な説明をいただいて、ありがたいと思います。この総合教育会議とか教育委員会議
でいろいろ話が出て、時に私なんか思い付きでまとまりのない話をしたりしたこ
とがあるんですが、それでも一つひとつを吟味して、整理してくださって、このよう
な案にまとめていただいたということで、大変うれしく思います。大変なご苦勞を
それぞれの方にお掛けしたんじゃないかなと思います。こども・健康部や文化観光
部からもご意見をいただいて、ありがとうございます。ちょっと、私の印象だけお
話しさせていただきます。

今言いましたように、これまでの話し合いがよく反映された案になっていると思
います。感染症のこともここで話題になったことで、これまでなかった「安全教育」
というのをそこに出してきて、カリキュラムの中で抑えていけたらというようなこ

とを考えていました。

教育委員会の大綱案については、いろいろな話が反映されたものだということで、それについては基本これでいいかなと思っています。

文化観光部からの意見について、私はこのご意見に賛成です。この表現の方がいいかなと思います。よく見ていただきました。ありがとうございます。

こども・健康部については、教育大綱の重点1の中に「こども園化の推進」という表現というか項目を入れるべきだということでご意見があります。これについては、私は議論の余地があるんじゃないかなと思っています。私の考えですけどね。幼稚園というのは、学校教育法で小学校や中学校や高等学校と並んで、1条校といって、学校教育法第1条に位置付けられている学校なんですね。つまり、幼稚園は幼稚園ならではの学校としての教育目標があって、その存在意義があるわけです。幼稚園を選択している市民も大勢いると思いますし、現場の先生方もよく頑張っておられます。これをですね、「こども園化の推進」ということを教育委員会の大綱の重点目標の中に入れるっていうことは、何か教育委員会が幼稚園の存在意義を否定しているようにも受け取られかねないかなと思っています。このままの表現ではね。もちろん私も現実的にはこども園の設置をしていかざるを得ない状況もあり、社会の要請に応じて柔軟に対応していかなければならないと考えています。そして瀬戸内市は、そのように考えて対応していると思うんですね。これ私の全く思い付きですけども、現在こども園は、こども・健康部の管轄になっていますよね。5歳児からは義務教育にしている国もあるんですね。5歳児からは義務教育。オーストラリアがそうですけども。例えばですね、5歳児からは、教育委員会も密接にかかわることができるのであれば、これはまた話が変わってくるのではないかなと思っています。全く私の思い付きですけども。教育大綱に「こども園化の推進」ということを、この文言を入れることについては、私は吟味の必要があると思っています。

あと、総合計画との関係で1つ思ったことがあるんですが、これはまた後でお話ができたらと思っています。

(委員)

よろしいですか。まず初めに、前回欠席をしまして、その影響でいろいろと事務的なこと等でお骨折りを大変いただいたんじゃないかなと思っておりまして、その

点ではお詫びを申し上げると同時にお礼を申し上げたいと思います。本当にいろいろと、こういうふうにまとめていただくまでにご迷惑をお掛けしたなと思っております。ありがとうございました。まずそれを申し上げておきたいと思います。

重点1のところなんですけど、現場の先生方はですね、例えば働き方改革であるとか或いは文科省からの教育改革であるとか、2020年は大改革の年だと言われて本なんかもたくさん出ておりますけれども。そういう、教師にとっては反対のベクトルが働いている。その間に立って、先生たち或いは教育委員会の事務局で指導してくださっている先生たちというのは、とても苦勞されておられると思います。そういう苦勞をされているときにはですね、やっぱり1番大事なのは、教育の本質に立ち返る、立ち返って考えるというのが大事なのではないかなと思います。その本質の1つはですね、やっぱり教育ですから教育内容と指導方法という部分があると思いますね。そういうところに立ち返る。そしてそのことを工夫して考えていくことによって、その時代にふさわしい資質であるとか能力であるとかそういうものを身に付けていくように工夫していくということではないかなと思います。そういう意味で、重点1のところその文言を入れていただいているということは、とても意味のあることではないかなと思っております。

それから、あといくつかありますけれども、具体的な大きな方向性が見える文言が付け加えられているという点についても、大変いいことではないかなと思っております。

それから最後に、保育園と幼稚園と認定こども園、この3つの幼児教育って言いましようかね、その部分についてのお話だったと思うんですけれども。教育委員会というふうにして書かれているこの修正案のところですね、そのところの最後には、先ほどこども・健康部の方が言われた「こども園化」の項はここには入ってきいていないんですけども。その2つをここに並列して並べるというのは、私もちょっと違和感があります。ただ、保育園にしる認定こども園にしる、3歳から5歳までの子どもたちについては教育をしていくという部分については、いずれにしても入っていますね。教育をやっていくということについては、現実問題としてはそういうことは行われているわけです。大事なことだと思います。ですから、例えば⑨番にですね、「学びの基礎力を育成する就学前保育・教育と」と、こういう文言がありますが、この「就学前保育」ということの中には、保育園における教育の部分

も入っていると私は思います。ですから、その部分が教育委員会が関わる重点1に表現されているというのは、とても大事なことだと思っています。私も昔園長をしたことがあります。そのときに現場に行き先生方が子どもたちに指導していることを見させていただいたり、或いはそうでなくても、隣に保育園があってその保育園の子どもたちと関わりに行ったりしてみるということもあります。そういう中で、子どもたちに指導している、子どもたちに教育をしている部分については、やはり教育委員会がその幼児保育、幼児教育の在り方について、基本的な考え方をもって、やはり1つの町内、市内の保育園であるわけですから、そういう教育委員会の1つの考え方をもって保育をしていただくということが必要ではないかなと思いますので、ここに教育委員会の部分で⑨に保育の部分が入ってきたのは、教育委員会がそういうことを考えて、1つここで、何もなければもう少し言いたかったのは、ずっと様子を見ていて、保育園や幼稚園が小1プロブレムですかね。要するに小1の問題をずっと以前に言われるようになってきて、その問題の解決に保育園や幼稚園の教育を、言葉が悪いですが利用しよう。つまり、保育園や幼稚園を手直しすることで、てこ入れをすることで小1プロブレムを解決しようというような、単純な発想が行われたことがあります。例えばですね、人の話を聞くときには、きちんと姿勢を正して話をしている人を見て話を聞くんだということを、幼稚園や保育園の子どもに教える。そういうことが行われたことがあります。ですからそういうような、やはり保育園や幼稚園の教育の本当の本質的なものを見ないでそういう形式的な指導をするということが行われたことがあります。ですからそういうことにならないようにするためには、やはり教育委員会がきちんと幼児教育のあり方、幼稚園の指導要領がありますから、その考え方に沿って幼児教育を考えてやっていくという点においては、先ほども言いましたようにここへ入ったのはいいなと思います。ただ、先ほどの「こども園化」ということがここに入るのかな。教育委員会がそういう。「園化」という言葉がどうも私はなじまない、いいかどうか分からないんですが。そのことは私個人としてはですね、重点2の方に入るのがいいのではないかなと。つまり、認定こども園のいろいろな資料を読んでいますと、子育て支援なんだという言葉が出ています。ですから、そういう意味で言うと、そういうことをしていくっていうのは重点2の方に入るべきことではないかなと。論理的な根拠はそんなにないんです。こうこうこういう理由だからという明確な根拠はないんです

けれども、先ほど言いましたようなことから考えてみて、そのように思いました。
すみません、長くなってごめんなさい。

(議長)

はい、何か担当の方からありますか。

(説明員 (こども・健康部))

こども・健康部です。

こども・健康部の意見としましては、こども・健康部の方で今後こども園化を進めていきたいという思いがございまして、この前の意見で「こども園」という言葉を入れた方がいいんじゃないのかということについて、「こども園化」という言葉で、どこかに入れるとすれば1かなと思ったところですが、それはどこかに入れればうちとしてはいいんですけども。その言葉について、特に「こども園化」を進めたいと思っていますけども、この教育大綱の中にその言葉が入らないとだめだということではございませんので、言い回しをちょっと考えてみて、どこに入れるかについても考えてみたらいいのかなと思います。

(議長)

要は既存の幼稚園をこども園化するという認識ではなくて、既存の保育園のこども園化を進められるところを進めていこうという、そういう考え方で。そうすることによって、これまで保育園に来ることのできなかつた保育に欠けない保護者のお子さんたちにもそうしたところに通っていただけるようになるという、それが主な狙い、目的ということでもいいですかね。

(説明員 (こども・健康部))

こども・健康部の言う「こども園化」というのはですね、保育園だけではなかなか受入れができない。やっぱり幼稚園に本来通うべき子ども。一緒にですね、同じ園で見ることができるということで、市民の方に対して、園を状況に応じて変わらずそのまま同じ園で見たりすることもできますので、保育園と幼稚園というさび分けでいくよりはですね、こども園化も含めてこれを進めていきたいんだということ

でのこども園化です。

(議長)

書き方として、既存の幼稚園をこども園化するということはこども・健康部の所管ではないので、そのあたり書き方をちょっと工夫しながら進めていくような感じですかね。ということでどうでしょう。

(委員)

それでいいと思います。「こども園化」という言葉は問題があるかなって思ったんですが、重点1の修正案の中にも「学びの基礎力を育成する就学前保育・教育」って入ってるんですよね。だから具体的にはこれは、保育園とこども園と幼稚園のことを指すんですよね。だから、こども園とは書いてないけども、こども園の子どもたちのことは、入っているわけなんです、重点に。ということで、「こども園化」という言葉にこだわっておられないのであれば、これは多分皆さんの方でイニシアチブをとっておられるお仕事の方だと思うので、「こども園化」を捨てていただけたら問題ありません。と私は思います。

(説明員 (こども・健康部))

はい、それでは重点1の施策から「こども園化」という文言はそのまま落とすようにします。

(議長)

はい、ほかの皆さんはいかがでしょう。よろしいですか。それでは特にないようですので、一部修正を図りながらですね。これはもうここで、この方向でいきますということを決めるということですね。

(事務局)

はい。今日協議をしていただいて、案ができれば、この後パブリックコメント、市民の方からご意見をいただくような形になりますので、今日のこの案でご了承いただければ、パブリックコメントをして、さらに、2月の総合教育会議で最終的に

ご承認をいただいて最終版としたいと考えています。

(議長)

はい。ということでございますので、一部ご意見いただいたものを反映させたいので、今後パブリックコメントにかけていくという方向性でよろしいでしょうか。

はい、それでは特に異議はないようですので、その方向で進めてまいりたいと思います。

それでは、議題の1は以上といたしまして、その他ということで、何か事務局、執行部の方からはありますか。

(委員)

ちょっといいでしょうか。

こども・健康部の皆さん、すみません。教育委員会の大綱に入れる表現としてということで理解をしてください。こども園化を進めていくということは現実にも必要なことだろうと、そういうことが起きるだろうと思うので。

ちょっと蛇足なんですけども、私は先日、瀬戸内市の総合計画というのを読まざるを得なかったので、読ませていただきました。それでちょっと皆さんにも知っておいていただきたいんですが、この瀬戸内市総合計画の第2次のもなんですけども、これは今我々が作ろうとしている教育大綱に、よく反映されているなという印象を持ちました。この総合計画の中の「未来に輝く人づくりと文化の創造」というところが教育委員会に大きく関わる場所だと思うんですが、それを見ていくと、本当によく反映されているなと思って。ただし、ちょっと弱いかなと思ったのが、その中に、「国際社会にはばたく人を育むまち」というのが挙がっているんです。第2次瀬戸内市総合計画。今度作られるものにもこの項目は残るんじゃないかなというように考えているんですけども。実は、教育大綱の方には、「国際」という文字も入っていません。そういう意味では、ちょっと弱いのかなって思われるかもしれないんですが。私考えたんですけども、教育委員会としては、何もやっていないのではなくて、新しい学習指導要領では、小学校でも英語教育をやるようになってきているんですね。もう始まっています。ここの英語教育を充実させていくということでは、大きい課題であって、今小学校の先生方は大変なんじゃないかと思うんで

すけども、一生懸命やっているところだろうと思うんです。さらに瀬戸内市は、幼稚園からALTによる指導、幼稚園の場合は指導というかどうか、ALTの授業を継続的にやっているところでは、「国際社会にはばたく人を育む」というものは、いくつかやらなければいけない重点項目がありますけども、1つは、外国語によるコミュニケーション能力を高めるということがあるんですね。だからこの点を見たら、教育委員会は大綱の中に「国際」という文言を入れていないけども、実際には頑張っているというように理解したらいいのかなと思っています。この点は押さえておく必要があるなと私は思いました。ただしですね、瀬戸内市で「国際社会にはばたく人を育む」、「グローバル人材を育てる」ということをこの次の基本計画の中にも重点項目として多分入ると思うんですが、そして、何らかの新しい取組がなされるときには、それに合わせて学校での国際理解教育、その充実、一層の充実が求められることもあるのかなと、心の準備はしておく必要があるかなと思っています。ただこの国際に社会云々というところは、主担当課が秘書広報課になっているので、教育委員会だけでは進められない面もあるということで、今後どうなるか、それに応じて対応しなければいけないなということを総合計画を読ませていただいて私は感じました。ちょっとお知りおきいただきたいなと思いました。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。

国際化については、秘書広報課が窓口で、また、国際交流員の着任もそろそろ、フランス人の女性の方が来られますけども。そんな形で進めてはいますが、全ての業務についてそこでカバーするというにはなかなかありませんので、やっぱり教育委員会の中で、国際化教育が進められる力のある職員がいないと、前に進まないと思います。小中学生の留学であったりとか、そういうことをしようと思うと、やっぱり他の国の学校等と連携していったりとか。それをやろうと思ったら、職員自体に英語力がないと、英語力だけじゃないですけども、コミュニケーションをとっていくスキルがないとなかなか前へ進んでいけないわけで、そういったところは、うちの事務局側の体制をどう強化していくかによって、そこからいい事業・予算がついていって、初めて成果を上げることだと思いますので、そのあたりは、種をま

くところをしっかりとやっていかないといけないかなと思います。職員の採用のときにも、英語力とかがどれくらい加味されているのかちょっと分かりませんが、やっぱり即戦力である程度使えるような人材を採用していくということも含めて考えていかないといけないかなと思います。全体の課題として認識しておきたいと思っています。

そちらは何もないですか。

(事務局)

はい、事務局の方は次第の4のその他で皆さん何かあればということでお聞きしようかと思っていたんですが。

(議長)

であれば、せっかく今日お集まりですので、雑感を含めてご意見をいただければと思います。

(委員)

教育大綱にかかわらずというお話なので、ちょっと外れるような話になるかもしれませんが。教育大綱の話在先月教育委員会でさせていただいたときに、議事録の中にもお話をさせていただいた部分があったかと思うんですけども、文化芸術に関する認知度だとかそういったものが少し弱いのかなということを感じておりまして、教育委員会だとか市役所だとかにいらっしゃる方々が理解があっても、どのように市民の方々或いは子どもたちに伝えていくかっていうこと、伝わっていくかっていうことが、まだまだ浸透しきれていない。それはずっとこれからの課題ではあると思うんですけども。それは議会にも言えるのかなと思いますけれども、もっともっと触れる機会だとかそういったものをやはり多くしていくことが、よりいろんな方面により理解していただくということにつながると思いますので、そういう機会をやはりできるだけ多くもっていただく。それからそういったところに予算をちゃんとお願ひしたいということも併せてお願ひしたいんですが。これからの時代というのは、今までの教育をいろいろ積み重ねていく中で、創造の分野っていうのがこれからは大事になると思っています。よく言われているとは思いますが、

答えのない、答えがいろいろたくさんあること、1つではないということが、非常にこれから多くなってくると思います。先の見えない社会においては、何をどう工夫していった私たちの生活の安全を守るか、豊かにしていくかっていうことが大事になる。そういったことに教育というのは非常に重い、大切な分野です。その中でもいろんな分野と密接に関わり合いができる文化芸術というものは、様々なものを含んでいると。そういったものを子どもたちや市民の皆さま方に実際に「ああ、本当に大切なんだな」ということを知っていただくためにも、非常に重要なこれからの施策と言いますかそういったことになると思いますので、まず伝える側については、いろんな文化芸術について経験をしておくといえますか認知をしておくといえますか。これはやはりお一人おひとりがいろんな考えをもっていて大丈夫というかいろんな考えを持つことが多様性の基本で大事なことなんで、意見が違って当然いいんです。ですから、そういったことを含めていろんなものに接していただきたいということをぜひお願いしたいなと思っています。

よろしいでしょうか。

(議長)

はい、ありがとうございます。

今日ちょうど文化観光部が持ってきてくれた資料を今持っているんですけど、全国の自治体で、文化芸術関係にどれくらい予算を市民1人当たり使っているのかとか、そんな資料があって、これを見ると、文化財と文化振興と両方あって、それから施設の維持管理なんかも含めてですけど、瀬戸内市でいうと市民1人当たり3,473円、これが令和3年度の予算でほしいそれくらい。全国平均はほしいそれくらいで。瀬戸内市は美術館、博物館が、この規模の自治体の割には2つもあって。そんな形で、施設は割としっかりあるかなとは思いますが、それでも全国平均くらいです。皆さんご存じのように金沢市は、21世紀美術館だったりとか、かなり文化振興、芸術振興に力を入れていますが、市民1人当たり1万円。それから岡山市で言っても5,000円を超えている、そういう状況で。それを考えると、今の予算が1億2,800万円くらいですかね、新年度要求でね。これで3,400円くらいですから、倍にして7,000円にしようと思っても2億5,000万円くらい、後1億2,000万円から1億3,000万円の予算を投入し

なければ、7,000円くらいにはならないという計算になると思います。じゃあ1億2,000万円から1億3,000万円を文化観光部で予算付けるから何かやってよと言われて何をやりますかという話。やっぱりそこには予算を回すだけの人なり或いは器なり、そうしたものがあって初めて文化の振興ができるのではないかなと思います。

瀬戸内市の状況を見ていると、やっぱり全体的に文化・芸術に飢えているということが当てはまるんじゃないかなと前から思っています。飢えというのは、飢えている環境の中でずっと生まれ育つと、それが当たり前になる。まさに戦後の動乱期に生まれ育って、それが当たり前の者と同じように。何も無い、そういう状況の中でずっと育ってくると、飢えというのは感じなくなるけれども、実際に周りと比較したりとか実際にどうあるべきということを考えたときにやっぱり飢えているということをどのように市民の皆さんを含めて伝えていくのかということが非常に難しいというところで、そのあたりは行政が先導しながら、そうではないよその地域を知ることによって瀬戸内市がどうであるかということを知ってもらおうきっかけもできていくんじゃないかなと思います。やっぱり比べてみていろんな新しい文化とか芸術に触れる機会というのは圧倒的に少ないということ。ジャンルも非常に限られていて、それ以外のジャンルはほとんど知らない。いろんなジャンルを知ることによって、新しい世界を知って、そこに自分の興味関心を示すような可能性もあるわけで。そういうところがなかなかうまくできていないところで反省しなければいけないかなと思います。やはり職員自身もいろんな世界を知っていく機会を積極的に取り入れていくというか、そういうことをやっていかないと、そのもののよさや価値観を職員が理解できなければそこから先に進んでいかないので、そのあたりは全体の課題として共通認識としていく必要があると思います。ご指導よろしくお願ひします。

(委員)

私は教育大綱を家で読んできたんですけど、この前に比べてとても内容がよく分かるようになっていて、あまり一般の人が目にすることはないと思うんですけど、特別支援教育とか生涯スポーツとか、人の不安とか欲求とかそういうものに触れて、よく分かる内容になっていたなと思いました。

今思うのは、ひしひしと近寄るコロナ禍で、瀬戸内市にも起こり得るだろうという子どもたちの環境、学校がどうなるのかなという不安でいっぱいです。実際瀬戸内市で5人という数が出て、大人なんでしょうけど、学校は小さい子どももいるので、実際に起こったときのことを考えていろいろ対策をしてもらいたいと思います。前よりも身近になっているような気がするので、それを今とても心配しています。

(説明員 (こども・健康部))

今コロナの話が出ましたけれども、こういった時期にどういう形で安全安心を守っていくかということが重要なところだと思います。

(委員)

コロナのことなんですけども、遠隔の進捗状況というのが来年の3月ということだったと思うんですが、その進捗状況というのはどの程度ちゃんと進んでいるのかちょっと気になりました。学校の環境整備ですね。

(説明員 (教育委員会))

パソコンの導入、子どもたち1人1台の端末の導入なんですけども、今入札まで済んで業者決定をして、業者の方が導入に向けて進めているところです。当初の話では1月末にもものが入ってそこから設定をとという話で、3月の初めくらいに入るかなというところだったんですが、若干遅れています。ただ、年度内には1人1台の端末が各学校に入るということで、年度ぎりぎりというところになってしまいうんですが、年度内にはというところで進めております。

(議長)

それから職員の方も、リモートワークができるような形になっているはずですが、みんなまだやってないと思いますが、私はいち早くやれるようにしたんですけれど。自分のパソコンを立ち上げっぱなしにしておけば、外部から、自分のパソコンから接続できて、外でも仕事ができるような環境にはできるので、最悪コロナに感染してリモートワークとかを余儀なくされた場合には、何とか回していけるような準備だけは契約管財課の方でしています。まだやってないですよ、皆さん。まだ先週

のことなんで。また追って順次そういう体制を作っていくようになると思いますので、よろしくをお願いします。

他に、よろしいでしょうか。それではその他は特にないようですので、以上とさせていただきます。